

報 道 資 料

令和3年2月19日
総務部法務文書課
県政情報公開係 橋本、田中
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第242号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第283号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和3年2月18日
- ◎ 実施機関：総務部 人事課
- ◎ 対象行政文書：平成28年11月22日付け起案「職員の懲戒処分等について」
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：一部開示決定
 - 不開示部分：個人の給与情報
 - 不開示理由：条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
- ◎ **審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。**
- ◎ 判断理由：

1 審議の対象について

審査請求人から提出された審査請求書の「審査請求の趣旨」欄には「請求した文書の全部を開示せよ」と、「審査請求理由」欄には「請求文書の一部が開示されていない」と記載されており、審査請求人は、本件開示請求に対応する文書の特定が不足していることに限定して主張しているとも考えられるため、その趣旨について、以下検討する。

開示決定等に係る審査請求において、審査請求人が審査請求の対象を限定する場合、特定の不開示部分等を掲げて、審査請求の対象から除く旨を明示することが一般的である。この点、本件決定に係る審査請求書には、特定の不開示部分を明示して審査の対象から除外するとは記載されていない。

しかし、審査請求人から提出された意見書には、特定から漏れた文書を開示すべき旨記載しており、その他特段の主張はされていない。

そして、この点を考慮して、審査請求書の記載を文理的に解釈すると、本件審査請求については、本件開示請求に対応する文書として、本件行政文書以外の文書の開示を求める趣旨であると解するのが相当である。

以上のことから、当審査会は、本件開示請求に対応する文書として、本件行政文書以外の文書を特定すべきか否かについてのみ判断する。

2 行政文書の特定について

審査請求人は、本件開示請求に係る処分の原因となった事案（以下「本件事案」という。）について、どのような経緯で事実を把握したかがわかる文書（以下「本件対象文書」という。）として、実施機関が被処分者に実施した聴取記録が存在するはずであり、当該聴取記録が特定されていないため当該聴取記録を開示すべき旨主張しているため以下検討する。

本件開示請求に対応する行政文書の特定の経緯について、実施機関は平成29年2月3日に開示請求者と面談し、本件事案については担当部局から人事課長が口頭で報告を受けたため、本件対象文書が存在しないことを審査請求人に説明した旨主張している。

そうすると、審査請求人が本件開示請求において求めている行政文書が何かについて実施機関が具体的に聴取したか否かが問題となる。

この点について、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、審査請求人は、本件開示請求のうち、本件対象文書については、実施機関が本件事案を把握した端緒がわかる文書の開示を求める旨発言していたとのことであった。

審査請求人は、実施機関が平成29年2月3日に本件開示請求に係る文書の特定のため審査請求人と面談し、本件対象文書が存在しない旨の説明があったことについて、本件審査請求に係る意見書において否定していない。

また、一般に、実施機関の職員の不祥事案は、当該職員又は当該職員の所属する課室の所属長等からの口頭報告や県民からの電話による苦情等によって把握できる場合があると考えるのが相当である。

このように、審査請求人が本件対象文書として、本件事案を把握した端緒が分かる文書の開示を求めている旨発言したこと、そして、本件職員が所属する部局からの口頭による報告が実施機関が本件事案を把握した端緒であることから、本件対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に特段の不自然、不合理な点はなく、本件対象文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、本件行政文書の特定は妥当であると判断する。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成29年	1月22日		
② 決定	平成29年	2月21日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	平成29年	5月22日		
④ 諮問	平成29年	7月28日		
⑤ 経過	令和2年11月20日	第247回審査会	審議	
	令和2年12月28日	第248回審査会	審議	
	令和3年1月29日	第249回審査会	審議	